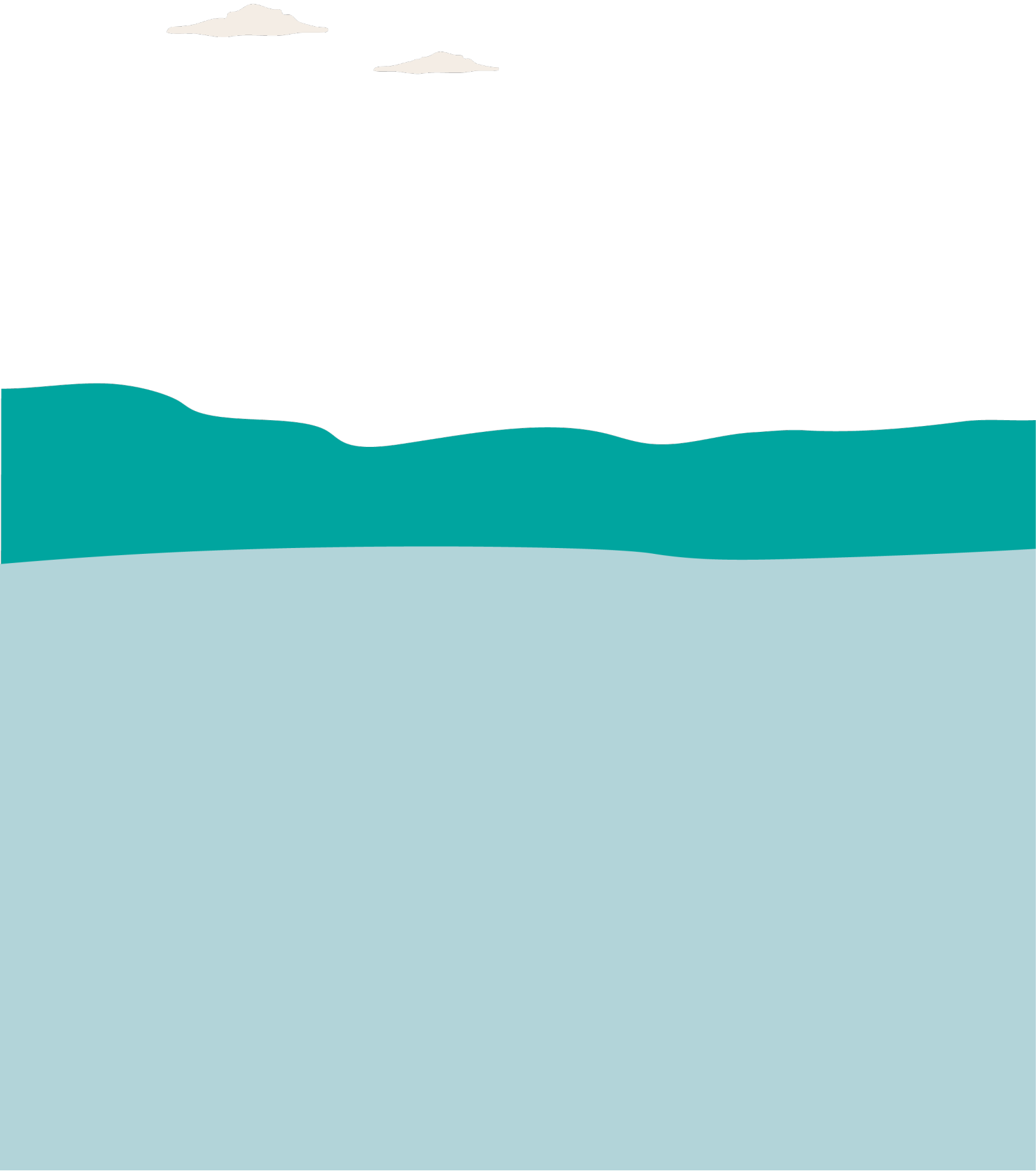

資 料 編

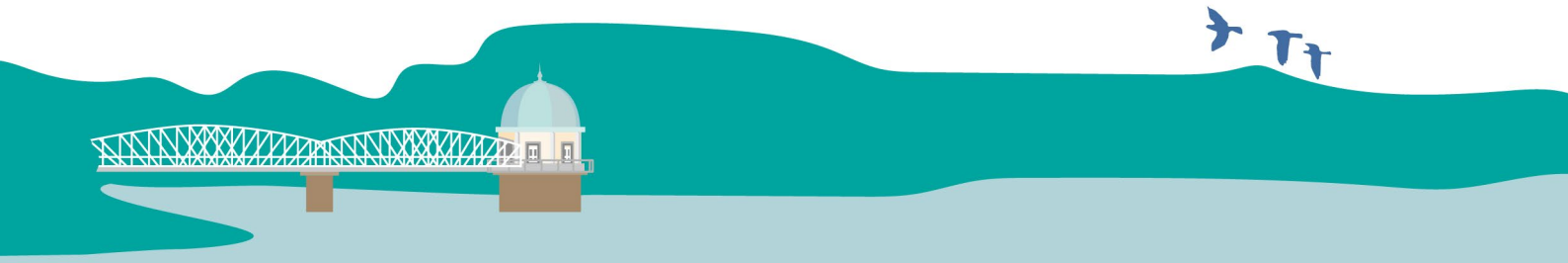

資―1　改定経過

（1）検討体制

本計画の改定に当たっては、東大和市都市マスタープラン改定庁内会議、東大和市都市マスタープラン改定懇談会、東大和市都市計画審議会における意見等を踏まえながら検討しました。

≪検討体制≫

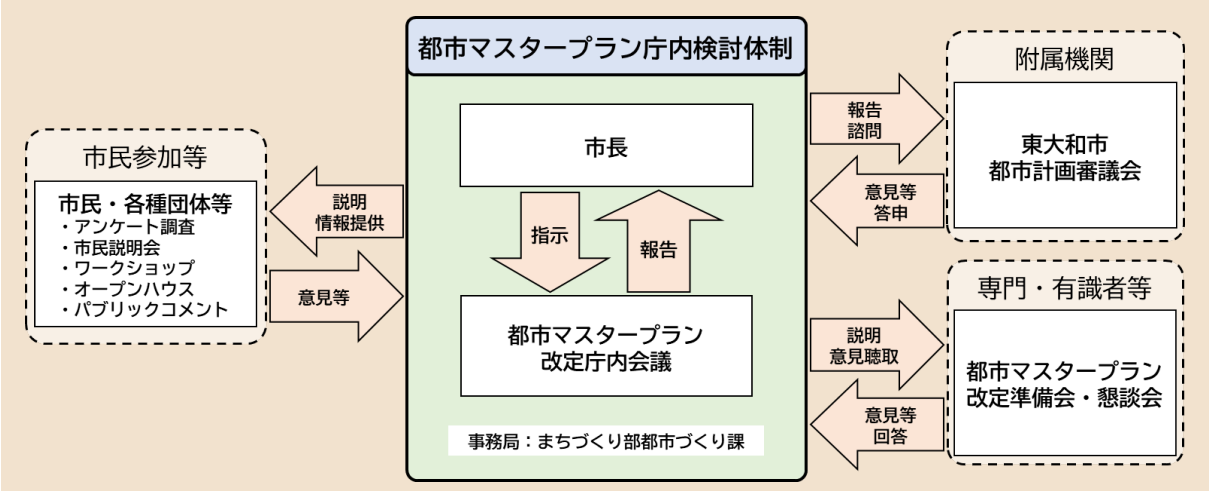

≪東大和市都市マスタープラン改定懇談会委員名簿≫

選出区分	氏名	役職名
学識経験者	松本　暢子　◎	大妻女子大学　教授
関係団体	北田　和雄　○	東京みどり農業協同組合　東大和地区監事
	高橋　章	東大和市商工会　会長
	野口　裕司 （中田　和範）	東京都北多摩北部建設事務所　工事第一課長
	大谷　剛弘 （名取　伸明）	東京都多摩建築指導事務所　建築指導第一課長 （東京都多摩建築指導事務所長　[建築指導第一課長事務取扱]）
	松浦　光明 （橋本　久子）	東京都西部公園緑地事務所　工事課長
	大重　雅弘	警視庁東大和警察署　交通課長
	藤原　照洋 （名越　利昭）	東京消防庁北多摩西部消防署　警防課長
公募市民	内山　浩一郎	
	亀口　敬	

※　◎…座長　○…副座長　（　　）…前任者

≪東大和市都市マスタープラン改定庁内会議委員名簿≫

区分	委員名
庁内本部会議	副市長、政策経営部長（企画財政部長）、総務部長、市民環境部長、子ども未来部長、地域福祉部長、まちづくり部長及び教育部長
庁内専門部会	企画政策課長、総務部参事兼防災安全課長事務取扱、産業振興課長、環境対策課長、子育て支援課長、福祉推進課長、都市づくり課長、まちづくり推進担当課長、都市基盤課長（道路交通課長）、公園緑地担当課長（土木公園課長）及び下水道課長

※　（　　）…令和６年３月 31 日までの部課名

（2）検討経緯

年	月　日	会議等名称及び主な内容
令和４ (2022)年	11 月 15 日	第１回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・東大和市都市マスタープランの改定概要について ・東大和市の現状・課題について ・現行計画の進捗状況の確認依頼について ・東大和市の都市づくりに関するアンケート調査について
令和５ (2023)年	３月 29 日	第２回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・東大和市の現状・課題について
	６月６日	第１回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・東大和市都市マスタープランの改定概要について ・東大和市の現状・課題について ・全体構想の骨子について
	７月 12 日	第３回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・本部会議の要旨について ・全体構想骨子案について ・市民意識調査について ・東大和市街づくりワークショップについて
	８月３日	第２回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・全体構想骨子案について ・市民意識調査について ・東大和市街づくりワークショップについて
	８月 28 日から ９月 19 日まで	東大和市の都市づくりに関するアンケート調査 ・都市づくりへの満足度・重要度等について
	９月 15 日	第１回東大和市都市マスタープラン改定準備会 ・東大和市の現状・課題について ・東大和市都市マスタープラン改定のポイントについて
	９月 28 日、29 日、 30 日	東大和市街づくりワークショップ ・東大和市の将来像について ・地域別の将来市街地像について
	10 月 18 日	第４回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・東大和市の都市づくりに関するアンケート調査の結果について ・東大和市街づくりワークショップの結果について ・全体構想（素案）について
	10 月 31 日	第３回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・東大和市の都市づくりに関するアンケート調査の結果について ・東大和市街づくりワークショップの結果について ・全体構想（素案）について
	11 月９日	第１回東大和市都市マスタープラン改定懇談会 ・東大和市都市マスタープランの改定概要について ・東大和市の現状・課題について ・東大和市の都市づくりに関するアンケート調査の結果について ・東大和市街づくりワークショップの結果について
	11 月 21 日	令和５年度第３回東大和市都市計画審議会（報告） ・全体構想（素案）について
	12 月８日から 令和６年 １月 12 日まで	パブリックコメント ・全体構想（素案）について

年	月　日	会議等名称及び主な内容
令和５ (2023)年	12 月 26 日、 令和６（2024）年 １月９日、10 日	第１回東大和市街づくりオープンハウス ・計画の概要、市の現況、全体構想（素案）について ・アンケートパネル（都市の将来像、市内の良い点・改善点）について
令和６ (2024)年	１月 23 日	第５回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・全体構想（素案）への市民意見について ・「都市の将来像」の設定について ・地域別構想について
	２月 15 日	第４回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・全体構想（素案）への市民意見について ・「都市の将来像」の設定について ・地域別構想骨子案について
	３月 25 日	第２回東大和市都市マスタープラン改定懇談会 ・全体構想（素案）への市民意見について ・「都市の将来像」の設定について ・分野別方針検討項目について ・地域別構想骨子案について
	４月 25 日	第６回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・これまでの経過について ・東大和市都市マスタープラン（改定案）の作成に向けた調査について
	５月 23 日	第５回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・第２回東大和市都市マスタープラン改定懇談会の要旨について ・全体構想の概要について ・東大和市の都市づくりに関するアンケート調査の結果概要（クロス集計）について ・地域別構想（事務局素案）について
	６月 21 日	第３回東大和市都市マスタープラン改定懇談会 ・東大和市都市マスタープランの構成について ・全体構想の概要について ・地域別構想（事務局素案）について
	７月 10 日	令和６年度第１回東大和市都市計画審議会（報告） ・東大和市都市マスタープランの構成について ・全体構想の概要について ・地域別構想（素案）について
	８月２日、４日、７日	第２回東大和市街づくりオープンハウス ・地域別構想（素案）について
	８月 21 日	第７回東大和市都市マスタープラン改定庁内専門部会 ・これまでの経過について ・地域別構想（素案）説明会及び第２回東大和市街づくりオープンハウスの結果について ・東大和市都市マスタープランパブコメ案の作成について
	９月 30 日	第６回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・第２回東大和市都市マスタープラン改定懇談会及び令和６年度第１回都市計画審議会の意見要旨について ・地域別構想（素案）説明会及び第２回東大和市街づくりオープンハウスの結果について ・東大和市都市マスタープラン（事務局素案）について

年	月　日	会議等名称及び主な内容
令和６(2024)年	10 月 17 日	第７回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・東大和市都市マスタープラン（事務局素案）について
	10 月 21 日	第４回東大和市都市マスタープラン改定懇談会 ・東大和市都市マスタープラン（事務局素案）について
	11 月７日	第８回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・東大和市都市マスタープラン（改定案）について
	11 月 22 日	令和６年度第２回東大和市都市計画審議会（報告） ・東大和市都市マスタープラン（改定案）について
	12 月６日から 令和７（2025）年 １月６日まで	パブリックコメント ・東大和市都市マスタープラン（改定案）について
令和７(2025)年	１月 21 日	第５回東大和市都市マスタープラン改定懇談会 ・パブリックコメントについて ・東大和市都市マスタープラン（改定案）について
	１月 29 日	第９回東大和市都市マスタープラン改定庁内本部会議 ・東大和市都市マスタープラン（改定案）に係るパブリックコメントの結果について
	２月 10 日	令和６年度第３回東大和市都市計画審議会（諮問） ・東大和市都市マスタープランの改定について

資―2　市民意見

（1）アンケート調査

1）実施概要

目的	市民のまちづくりに対する意見等のヒアリング及び今後の計画検討への反映
対象者	東大和市に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人 （市の総人口に占める各町丁・字の人口割合に応じた層化抽出）
調査項目	・あなたご自身について ・お住まいの地域について ・東大和市の都市づくりの取組について ・都市づくりの個別課題について ・狭山丘陵について ・将来に望む東大和市のイメージについて ・東大和市の都市づくりの進め方について ・自由意見
調査方法	アンケートは紙面にて郵送、回答は紙面記入もしくはＷｅｂ回答
調査期間	令和５（2023）年８月 28 日（月）から令和５（2023）年９月 19 日（火）まで
回答結果	・配布数　2,000 部 ・回答数（内訳）　653 票（紙面 526 票・Ｗｅｂ127 票） ・回答率　32.7%

2）結果概要

① 鉄道・モノレール駅周辺において今後重要だと思うこと

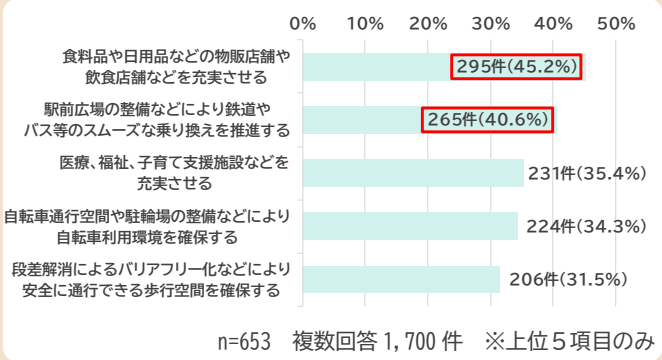

駅周辺では物販店舗や飲食店舗などの充実や、駅前広場の整備などによる鉄道やバス等のスムーズな乗り換えの促進などが求められている。

⇨ **商業をはじめとした都市機能の充実や交通結節機能の強化**

② 道路・交通について重要だと思うこと

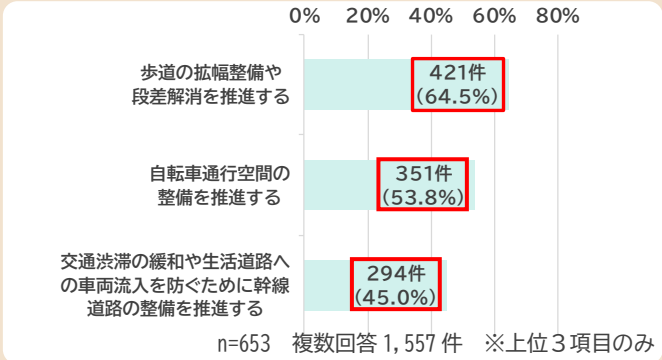

歩道の拡幅整備や段差解消、自転車通行空間の整備の推進、生活道路への車両流入の抑制などが求められている。

⇨ **安全な歩行空間や自転車通行空間の確保**

③ 公園の整備・管理について重要だと思うこと

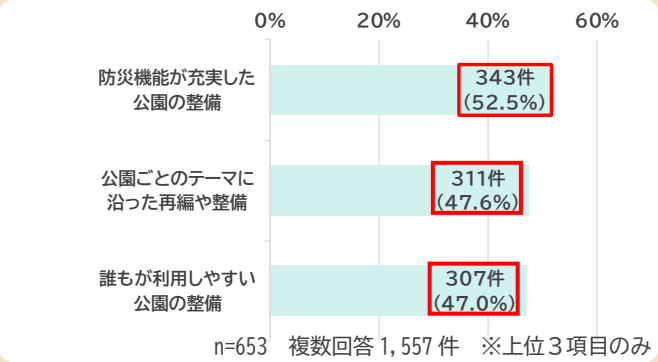

防災機能の充実、テーマに沿った整備、誰もが利用しやすい整備が求められている。

⇨ **公園ごとのテーマや機能分担を踏まえた再編や整備**

④ 住宅地の防災性について重要だと思うこと

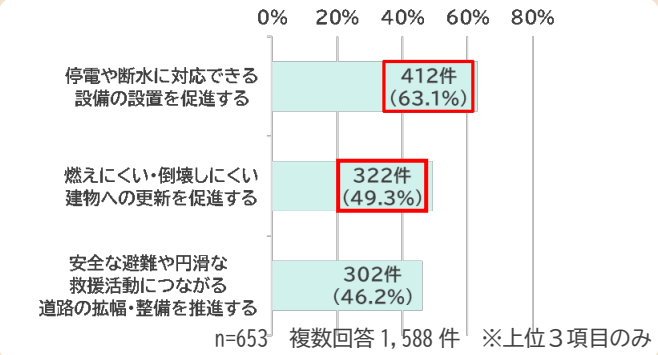

停電や断水に対応できる設備の設置促進のほか、燃えにくい・倒壊しにくい建物への更新促進などが求められている。

⇨ **地震等の災害に対応できる住宅地の形成**

⑤ 農地について重要だと思うこと

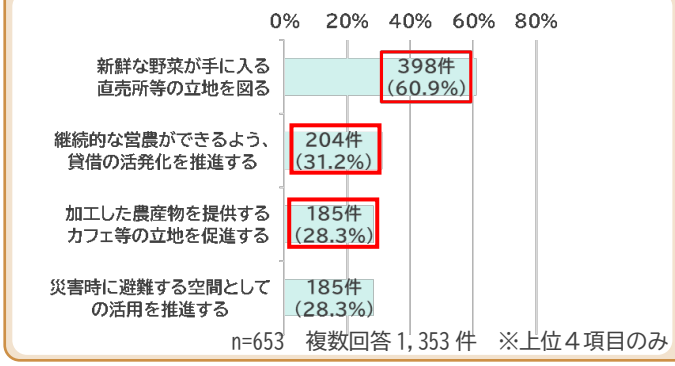

直売所の立地の促進のほか、継続的な営農環境の形成、農産物を用いたカフェの立地の促進などが求められている。

⇨ **農産物を入手しやすい環境づくりと農地の多角的活用**

⑥ 環境にやさしい都市づくりについて重要だと思うこと

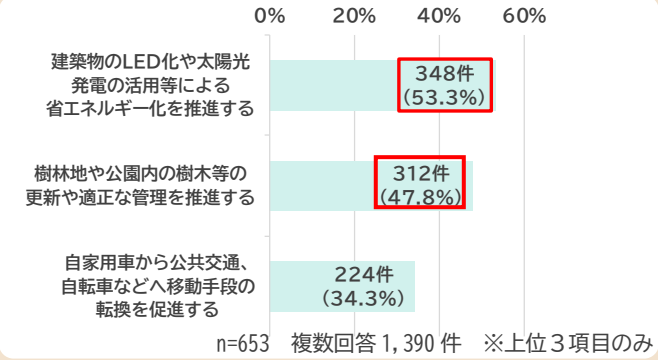

建築物のＬＥＤ化や太陽光発電の活用や公園の樹木等の更新や適正な管理の推進が求められている。

⇨ **建築物の省エネ化、樹木の更新や適正管理などによる環境への配慮**

⑦ 商業の発展について重要だと思うこと

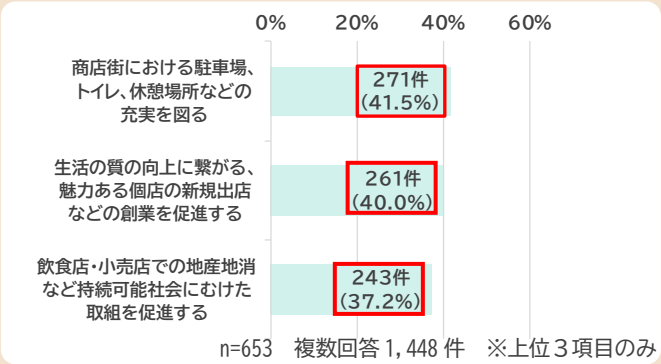

商店街における駐車場等の充実や魅力ある個店の新規出店の促進が求められている。

⇨ **商店街における買物利便機能の充実や創業促進**

⑧ 狭山丘陵の今後のあり方

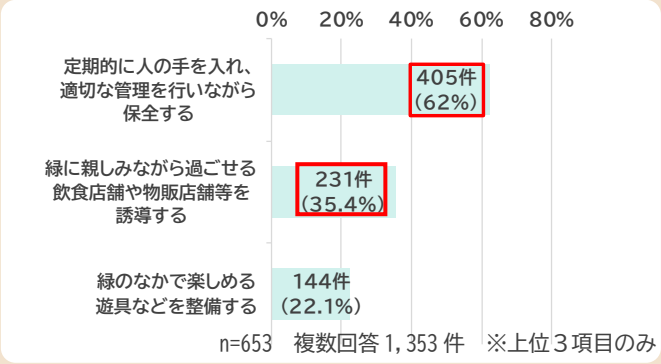

定期的な手入れなどによる適切な管理のほか、滞在機能の立地などが求められている。

⇨ **狭山丘陵の緑の保全と活用**

⑨ 将来の都市像に相応しいキーワード

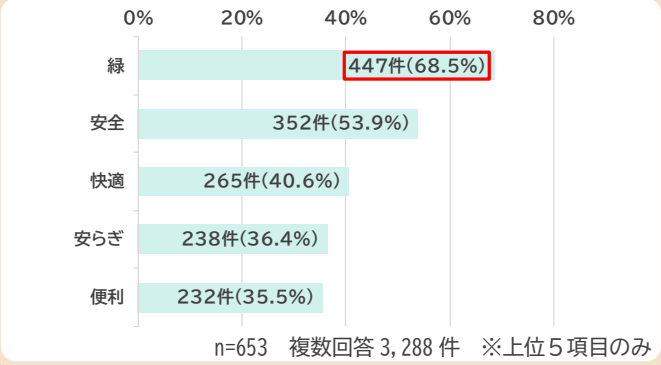

将来都市像のキーワードとして、「緑」が多く選ばれている。

⇨ **20 年後の都市の将来像や基本目標などに反映**

⑩ 行政に望む都市づくりへの取組

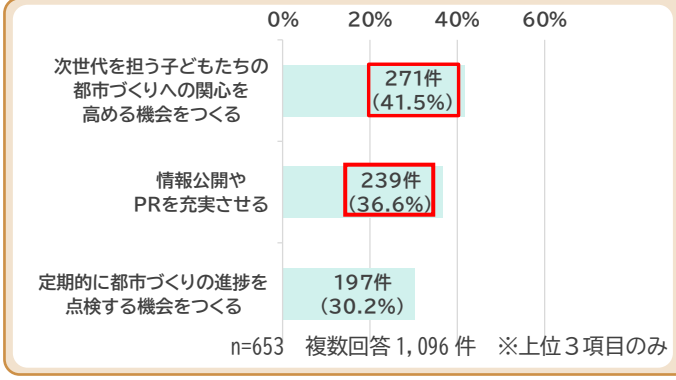

都市づくりについて子どもたちの関心を高める機会の創出やＰＲ活動の充実が求められている。

⇨ **若い世代の都市づくりへの関心を高める取組が重要**

（2）ワークショップ

1）実施概要

目的	市全体に関する市民の意向の把握
日時	・令和５（2023）年　９月 28 日（木）18 時 10 分から 20 時 30 分まで ・令和５（2023）年　９月 29 日（金）９時 40 分から 12 時 00 分まで ・令和５（2023）年　９月 30 日（土）９時 40 分から 12 時 00 分まで ・令和５（2023）年　９月 30 日（土）14 時 40 分から 17 時 00 分まで
参加状況	計　16 人
ワークショップの流れ	① 開会の挨拶 ② アイスブレイク ③ 東大和市の現状 ④ 班別ワークショップ ⑤ 全体発表 ⑥ 閉会の挨拶

≪ワークショップの様子≫

≪ワークショップのチラシ≫

2）結果概要

≪９月 28 日（木）≫

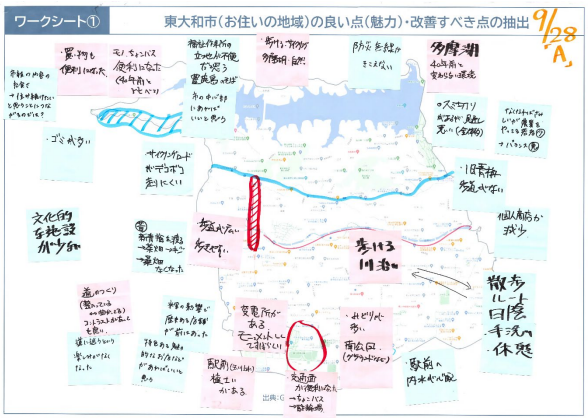

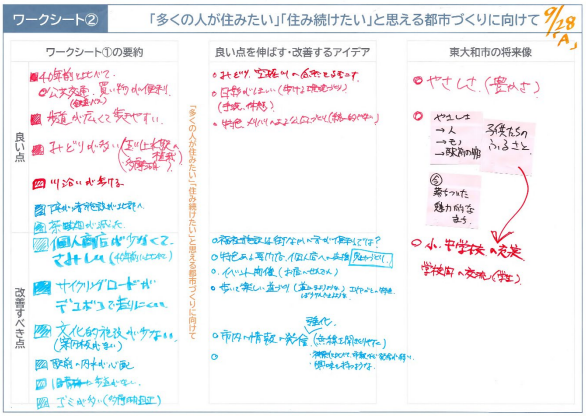

東大和市の将来像

・やさしさや豊かさのあるまち

・子どもたちのふるさとになるようなまち

≪９月 29 日（金）≫

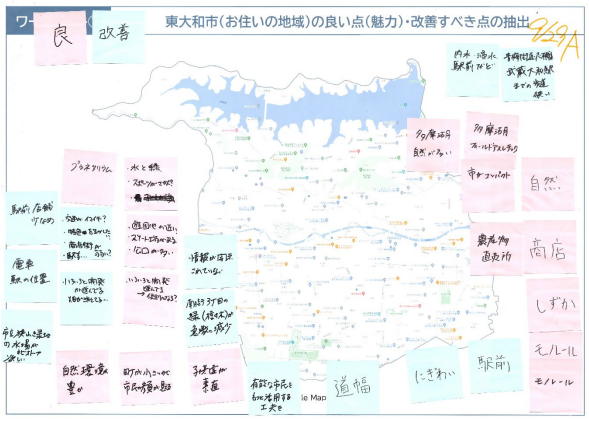

東大和市の将来像

- 水と緑の農園のまち
- 緑のテーマパーク東大和
- ふらっと来て遊べるまち
- 繋がりの強いまち
- みんなでつくれるまち東大和
- 環境の豊かなまち

≪９月 30 日（土）午前の部≫

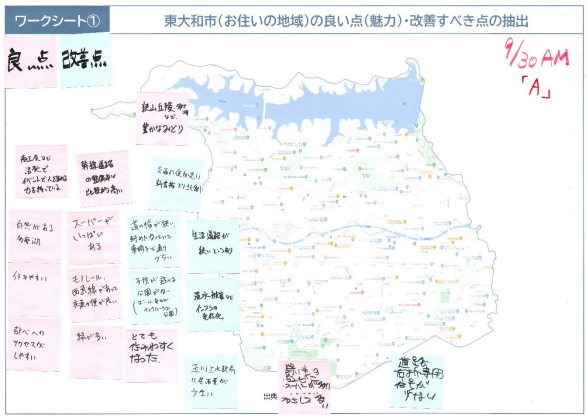

東大和市の将来像

- 自然との調和
- 人と自然と共に生きる
- みんなにやさしいまち
- 交流がある
- 地元への愛着があるまち
- みんなでつくるまち
- 東大和愛
- 美味しいがいっぱい
- 住民が行動するまち
- I♡東大和
- 青年のまち　東大和
- 元気なまち

≪９月 30 日（土）午後の部≫

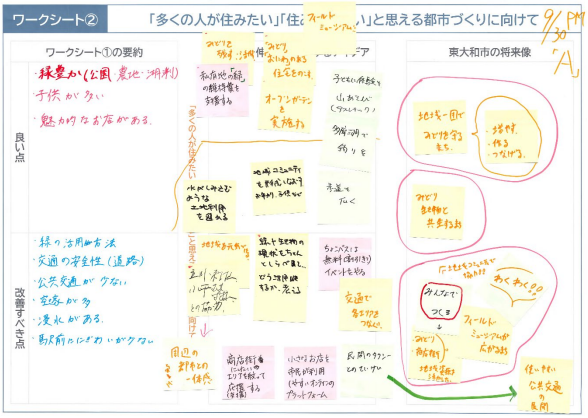

東大和市の将来像

- 地域一団で緑を守る
- みんなでつくる
- 地域コミュニティで協力
- 増やす・つくる・つなげる
- フィールドミュージアムが広がるまち
- みどりや生きものと共生するまち

≪９月 30 日（土）午後の部≫

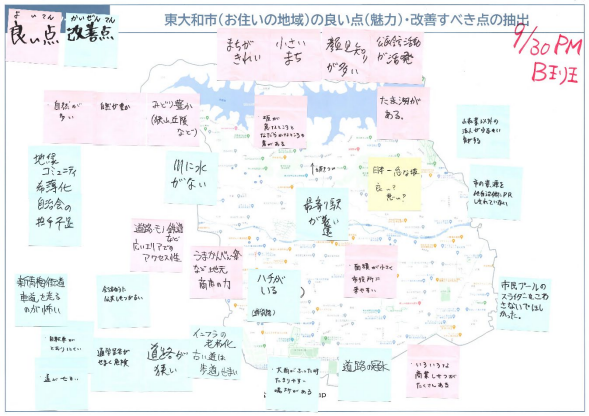

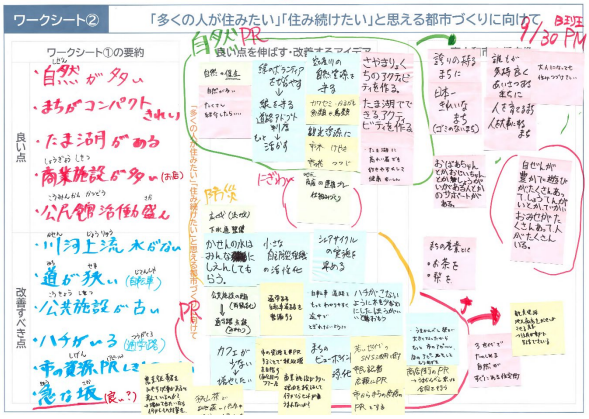

東大和市の将来像

- 誇りの持てるまち
- 人を育てるまち
- 自然が豊か
- お茶や梨の産業がある
- 誰もが気持ちよく挨拶するまち
- 高齢者や障がい者のサポートがあるまち
- お店がたくさんある
- 三世代で楽しめる自然がすぐにある住宅街
- 日本一きれいなまち
- 人を大事にするまち
- たくさん遊べる
- 観光資源や地域活性化

（３）こどもスマイルムーブメント

１）こどもスマイルワークショップ実施概要

目的	・まちづくりに関する子どもの意見を聴取する機会の設定 ・子どもへのまちづくり疑似体験及び創作体験の提供
日時	令和５（2023）年 10 月９日（月・祝）　14 時から 16 時まで
参加状況	市内在住小学生 11 人
ワークショップの流れ	① 開会・概要説明 ② 街を知ろう！・クイズ ③ 参加者ヒアリング ④ 東大和ガリバーマップをつくろう！ ⑤ まちを伝えてみよう！（発表） ⑥ 閉会

≪ワークショップの様子≫

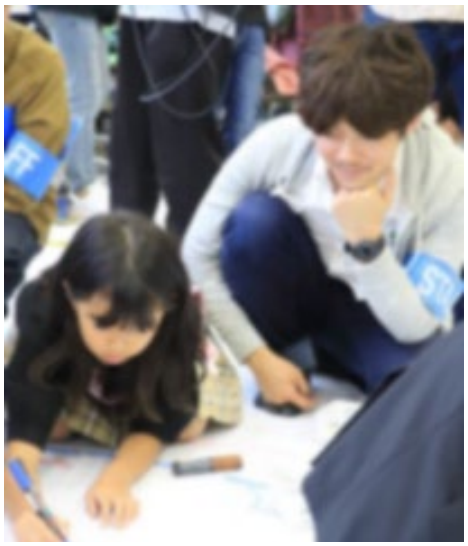

2）「まちを考える・つくる」体験イベント実施概要

目的	・まちづくりに関する子どもの意見を聴取する機会の設定 ・子どもへのまちづくり疑似体験及び創作体験の提供 ・多摩産木材のベンチづくりを通じた、地産地消の意識の醸成
日時	令和５（2023）年 12 月 3 日（日）　13 時から 16 時 30 分まで
参加状況	市内在住小学生 19 人
イベントの流れ	① オープニング ② みんなの「まち」を「模型」で考えよう！ ③ みんなの「まち」を「ベンチ」で考えよう！ ④ クロージング

≪体験イベントの様子≫

（４）オープンハウス

１）全体構想（素案）に関するオープンハウス実施概要

目的	全体構想（素案）の内容の市民への周知及び意見聴取
日時 場所	・令和５（2023）年12月26日（火）10時から15時まで 場所：イトーヨーカドー東大和店 ・令和６（2024）年１月９日（火）10時から15時まで 場所：東大和市役所 ・令和６（2024）年１月10日（水）10時から15時まで 場所：TAIRAYA奈良橋店 ※パブリックコメントの実施時期にあわせて実施
実施 方法	・全体構想(素案)の内容とアンケートのパネル(Ａ１サイズ)を掲示し、来場した市民に閲覧していただくとともに、市職員との意見交換やアンケートなどを実施 ・自由に入退場できる形式で実施するため、市域での開催場所のバランスを考慮した上、市民の多く集まる施設及び時間帯で開催
来場者数 及び 意見数	イトーヨーカドー東大和店　59 人（意見数 71 件） 東大和市役所　48 人（意見数 62 件） TAIRAYA 奈良橋店　51 人（意見数 67 件） 計　158 人（意見数 200 件）

≪オープンハウスの様子≫

≪オープンハウスのチラシ≫

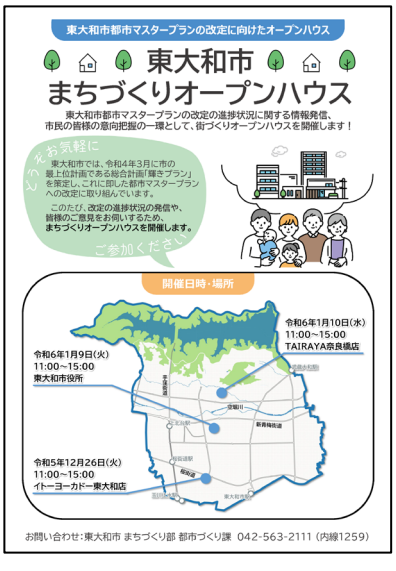

≪パネルデザイン≫

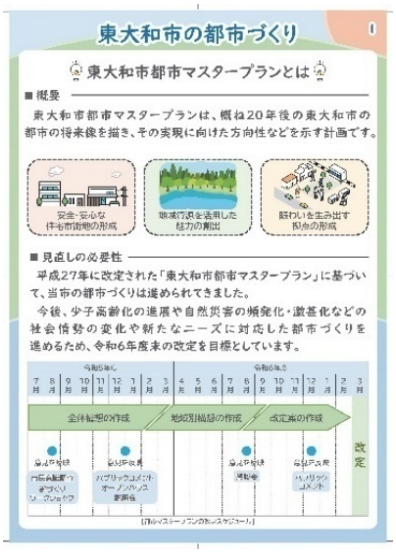

パネルNo.１
都市マスタープランとは

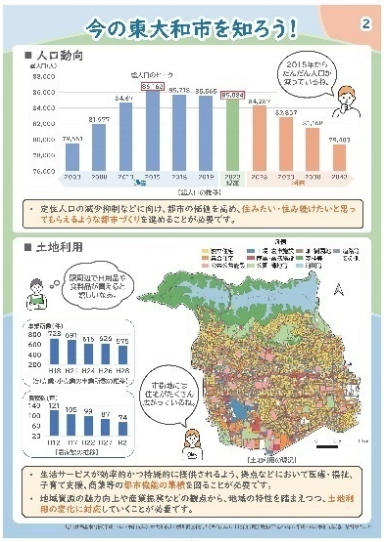

パネルNo.２（現状と課題）
人口動向・土地利用

≪パネルデザイン≫

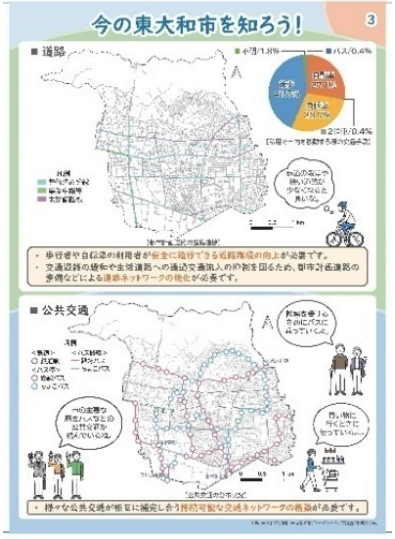

パネルNo.3（現状と課題）
道路・公共交通

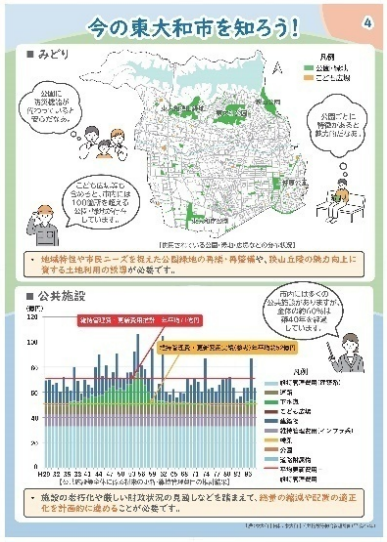

パネルNo.4（現状と課題）
みどり・公共施設

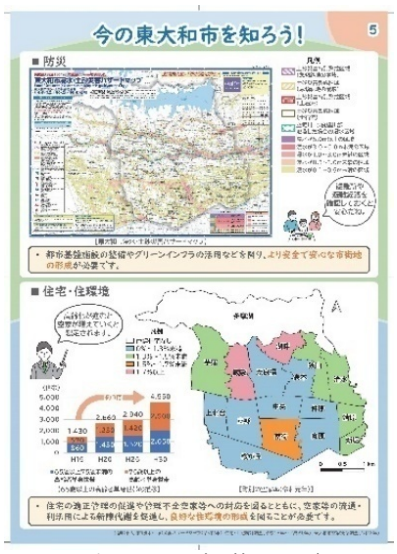

パネルNo.5（現状と課題）
防災・住宅・住環境

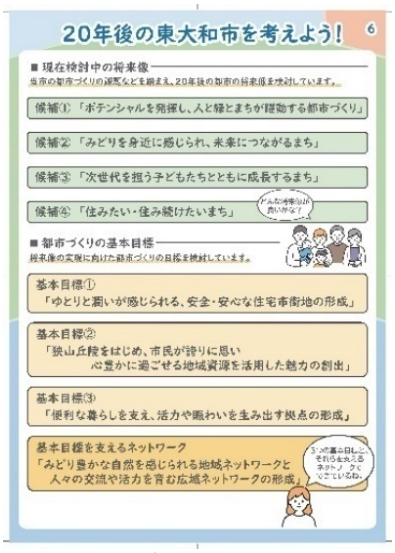

パネルNo.6
将来像・基本目標

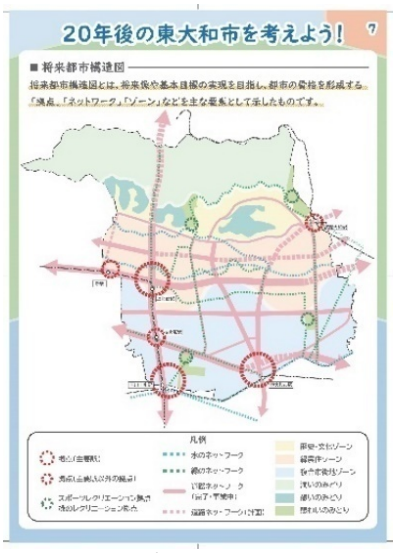

パネルNo.7
将来都市構造図

パネルNo.8
分野別方針①

パネルNo.9
分野別方針②

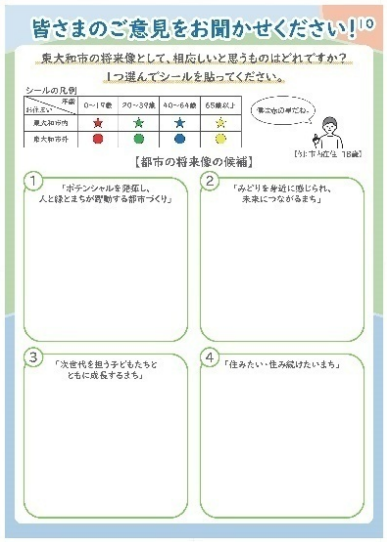

パネルNo.10
将来像の候補

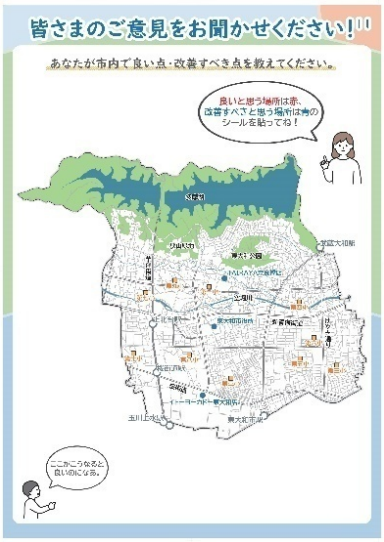

パネルNo.11
良い点・改善すべき点

≪都市の将来像アンケートの集計結果≫

【都市の将来像の候補】
将来像①：「ポテンシャルを発揮し、人と緑とまちが躍動する都市づくり」
将来像②：「みどりを身近に感じられ、未来につながるまち」
将来像③：「次世代を担う子どもたちとともに成長するまち」
将来像④：「住みたい・住み続けたいまち」

将来像④「住みたい・住み続けたいまち」の回答数が 45 と最も多くの回答を得ました。
回答者の属性をみると、「市内在住で 65 歳以上」の方々の回答が特に多くなっています。

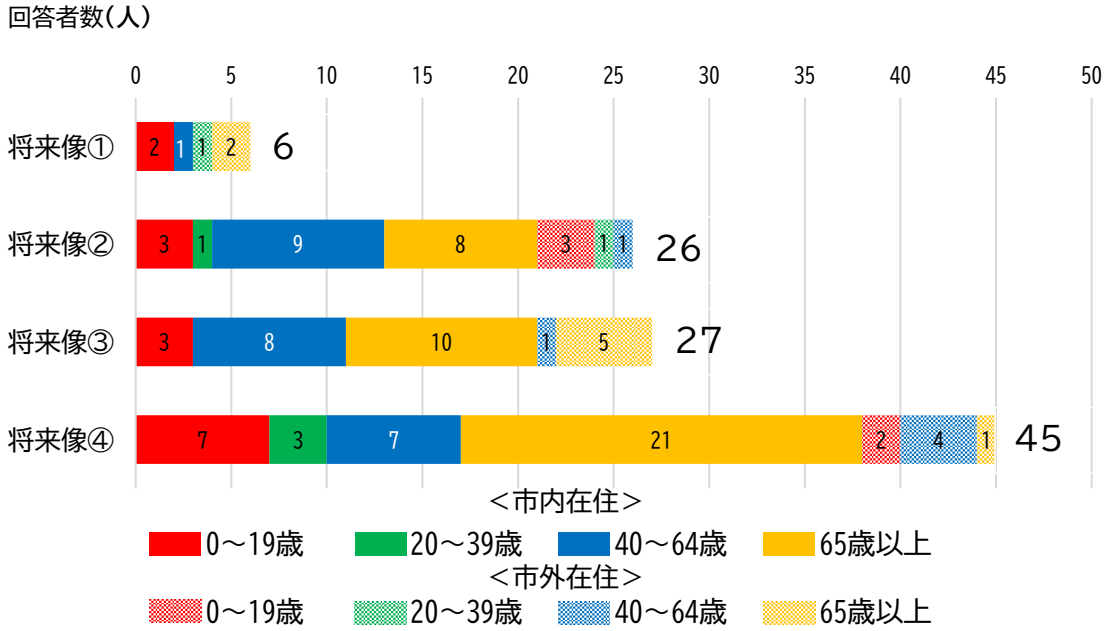

2）地域別構想（素案）に関するオープンハウス実施概要

目的	地域別構想（素案）の内容の市民への周知及び意見聴取
日時 場所	・令和６（2024）年 ８月２日（金）10時から15時まで 場所：東大和市役所 ・令和６（2024）年 ８月４日（日）10時から15時まで 場所：東大和リビングテラス（清原１丁目） ・令和６（2024）年 ８月７日（水）10時から15時まで 場所：上北台駅
実施 方法	・地域別構想（素案）の内容などのパネル（Ａ１サイズ）を掲示し、来場した市民に閲覧していただくとともに、市職員との意見交換やアンケートなどを実施 ・自由に入退場できる形式で実施するため、市域での開催場所のバランスを考慮した上、市民の多く集まる施設及び時間帯で開催
来場者数 及び 意見数	東大和市役所　70 人（意見数 53 件） 東大和リビングテラス（清原１丁目）　68 人（意見数 55 件） 上北台駅　59 人（意見数 40 件） 計　197 人（意見数 148 件）

≪オープンハウスの様子≫

≪オープンハウスのチラシ≫

≪パネルデザイン≫

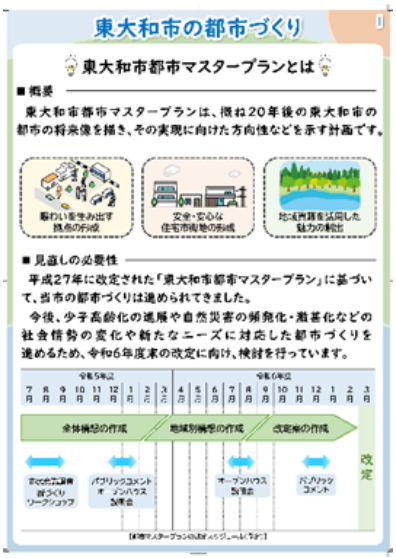

パネルNo.１
東大和市の都市づくり

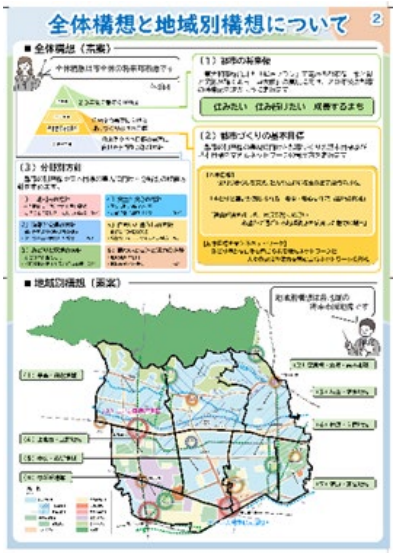

パネルNo.２
全体構想と地域別構想

≪パネルデザイン≫

パネルNo.3
芋窪・蔵敷地域

パネルNo.4
奈良橋・湖畔・高木地域

パネルNo.5
狭山・清水地域

パネルNo.6
上北台・立野地域

パネルNo.7
中央・南街地域

パネルNo.8
仲原・向原地域

パネルNo.9
清原・新堀地域

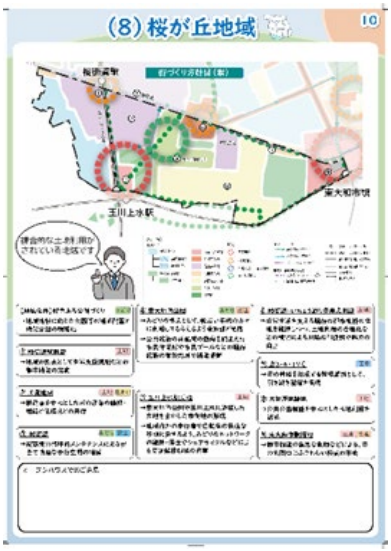

パネルNo.10
桜が丘地域

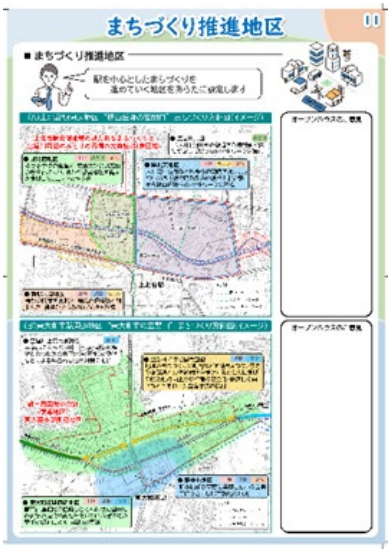

パネルNo.11
まちづくり推進地区

（５）市民説明会

１）全体構想（素案）に関する説明会

開催日	会場	来場者数
令和５（2023）年 12 月 21 日（木） 19 時 10 分から 20 時 00 分まで	南街公民館 204 学習室	６人
令和５（2023）年 12 月 22 日（金） 19 時 10 分から 20 時 00 分まで	中央公民館視聴覚室	２人
令和５（2023）年 12 月 25 日（月） 19 時 10 分から 20 時 00 分まで	奈良橋市民センター学習室	２人
合計		10 人

≪説明会の様子≫

２）地域別構想（素案）に関する説明会

開催日	会場	来場者数
令和６（2024）年７月 27 日（土） 10 時 10 分から 11 時 30 分まで	市役所会議棟第１・２会議室	15 人
令和６（2024）年７月 29 日（月） 19 時 10 分から 20 時 30 分まで	向原市民センター集会室１・２	４人
令和６（2024）年７月 30 日（火） 19 時 10 分から 20 時 30 分まで	奈良橋市民センター学習室	５人
合計		24 人

≪説明会の様子≫

（６）パブリックコメント

１）第１回パブリックコメント実施概要

目的	全体構想（素案）の内容の市民への周知及び意見聴取
実施日程	令和５（2023）年 12 月 ８日（金）から 令和６（2024）年 １月 12 日（金）まで
意見の提出	２人（意見数６件）

２）第２回パブリックコメント実施概要

目的	東大和市都市マスタープラン（改定案）の内容の市民への周知及び意見聴取
実施日程	令和６（2024）年 12 月 ６日（金）から 令和７（2025）年 １月 ６日（月）まで
意見の提出	４人（意見数 63 件）

資―3　用語解説

あ

アダプト制度（アダプトプログラム）	アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。 一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみる（＝清掃美化を行い）、行政がこれを支援する仕組。
インスペクション	国の登録を受けた機関が開催する講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分について目視や計測、非破壊検査を行うこと。
ウォーカブルな空間	居心地が良い、まちに出かけたくなる、歩きたくなる人中心の空間のこと。
延焼遮断帯	道路、河川、鉄道等の整備及びその周辺建築物の不燃化により火災の延焼を遮断する帯状の空間。
オープンスペース	公園、広場、河川、農地など建築物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地。

か

冠水	洪水などのために、道路や田畑等が水をかぶること。
管理不全空家等	適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等。
協働	市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら活動すること。
グリーンインフラ（GI）	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
交通結節点	多様な交通機関や交通サービスを相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスの提供などが行われる場所や施設。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、社会保障政策や制度の研究を行う機関。
こども広場	東大和市遊び場条例に基づき、健康の維持向上及び健全育成を図るため設置している遊び場。
コミュニティバス	住民の交通の利便性を増進するために、地方自治体等が運行する地域内のバス。
コワーキングスペース	個人事業者や会社員など、場所の縛りがない環境で働いている人たちが実務を行うことのできるスペース。

さ

再生可能エネルギー	石油や石炭などの有限の燃料資源とは異なり、太陽光や風力、バイオマスなどの自然界の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として計画的に整備を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市民農園	市民が農作業を楽しめるように、市が農地を借り受けて開設する農園。
住宅セーフティネット	低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう支援する仕組。

循環型 社会	これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省から、資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻すような、持続的な発展が可能となる暮らし方をする社会システム。
シルバーピア	独り暮らし等の高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう、配慮された住宅。
シンボルロード	道路構造、付属施設、沿道建築物などの特色により、地域の顔や象徴（シンボル）となる道路。
生活 道路	幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な関わりを持つ道路。
生産 緑地 地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している都市計画に定めた農地のこと。建築行為等を規制し、都市農地の計画的な保全を図る。

た

地域 公共 交通 計画	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす計画。
地域 地区	都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。具体的には、用途地域、特別用途地区等に分類される。
地域 道路	市の「地域道路計画」に基づく、地域形成の骨格となる主要な道路の整備を目指して位置づけた生活道路。
地区 計画	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を市が定める、地区レベルの都市計画。住民提案によるものと市が主導する決め方があるが、どちらも住民などの意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを定め、地区を単位として建築や開発行為を規制・誘導するもの。
ちょこバス	市内の公共交通空白地域と、多摩都市モノレール上北台駅、西武拝島線東大和市駅・玉川上水駅、西武多摩湖線武蔵大和駅などを結ぶ、東大和市のコミュニティバス。
低 未利用地	居住、業務、その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地。
東京都 福祉 のまちづくり 条例	東京で生活する全ての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現のために、福祉のまちづくりの総合的推進や一般都市施設の整備基準について定めた条例。
透水性 舗装	アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間が出来るようにすることにより、雨水を直接地中に浸透させる舗装工法。雨水の流出抑制だけでなく、街路樹の保護育成や地下水のかん養に効果がある。
特定 空家 等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空家等。
特定 生産 緑地	申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、所有者等の意向を基に、市町村長が告示から30年経過するまでに指定できるもの。指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期される。10年が経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができ、従来の生産緑地に措置されてきた税制優遇が継続される。
都市 計画 区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定し、都市計画を定めていく区域。
都市 計画 区域 マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。
都市構造	一般的には、都市の基本的な骨格、地域の構造のことを意味する。もともと、都市の地域構造を説明する概念として、都市地理学などで使われたが、近年では都市計画においても、「都市機能の空間的事象である地勢、土地利用・交通の物的空間構造」(アーバン・ストラクチュア)といった内容で理解されている。
都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののこと。都市計画法第 11 条第 1 項に都市計画に定めることができる都市施設が定められている。
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の内側にあり、急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

な

農の風景育成地区	農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用する制度。

は

バイオマスエネルギー	二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古くから薪や炭のように原始的な形で既に身近に利用されている。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材(木くず)、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、糞尿、プランクトンなどの有機物である。
バリアフリー	段差の解消、スロープや手すりの設置、建築物出入り口の自動ドア化等、高齢者や障害者が社会生活上障害となり、不便と感じる物(バリア)を取り除くこと。
東大和市総合計画「輝きプラン」	まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画。第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画で構成される市の最上位計画。
東大和市街づくり条例	東大和市都市マスタープランにおいて掲げた「協働・協調のまちづくりの推進」に向け、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続、開発事業の手続等を定めることにより、市民、開発事業者、市相互の信頼関係に基づくまちづくりを実践するための条例。
風致地区	都市の自然的な美しさを維持保全するために指定する地区。
防災都市づくり推進計画	東京都震災対策条例第 13 条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画。

ま

マイクロモビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人から2人乗り程度の車両。
密集市街地(木造住宅密集地域)	老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な都市基盤が整備されていないこと、その他当該区域内の土地利用の状況から、震災時に延焼被害のおそれのある地域。
みどり	本計画では、樹林や公園・緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化など、水と緑をいう。
盛土規制法	盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律。

や

屋敷林（やしきりん）	家屋を取り囲むように敷地内に設けられた樹木群で、防風・防砂などを目的に設置されるもの。
ユニバーサルデザイン	障害者や高齢者等を区別して考えるのではなく、誰にでも使いやすい空間をつくっていこうとするバリアフリーから一歩進んだ考え方。
用途地域（ようとちいき）	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13 種類あり、東大和市では 10 種類を定めている。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建築物の種類が決まる。

ら

ライフステージ	人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。
ライフライン	生活に不可欠な水道・電気・ガスなどの供給システム。
立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）	住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
リデュース	廃棄物を発生させない、 発生している廃棄物を減らすこと。
流出人口（りゅうしゅつじんこう）	当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口をいう。 例えば、東大和市における「流出人口」とは、東大和市に在住し、東大和市以外へ通勤・通学する人口をいう。
流入人口（りゅうにゅうじんこう）	他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。 例えば、東大和市における「流入人口」とは、東大和市以外に在住し、東大和市へ通勤・通学する人口をいう。

A～Z

DX	Digital Transformation の略。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
Park-PFI	平成 29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法のこと。国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供を目指す。PPP の代表的な手法の一つ。
PPP	Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。
ZEH	Net Zero Energy House の略。断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

■用語の使い方

都市づくり→市全体の視点でとらえて、ハード的手法によって都市整備分野の整備を進める場合に用いる。

まちづくり→ハード的手法とソフト的手法を組み合わせて、都市整備分野以外の施策も含め、総合的に整備や充実を図る場合に用いる。